

平成29年 労働基準法及び労働安全衛生法

- [問 1] 労働基準法に定める労働時間等に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。
- A 1 か月単位の変形労働時間制により、毎週日曜を起算日とする 1 週間について、各週の月曜、火曜、木曜、金曜を所定労働日とし、その所定労働時間をそれぞれ 9 時間、計 36 時間としている事業場において、その各所定労働日に 9 時間を超えて労働時間を延長すれば、その延長した時間は法定労働時間を超えた労働となるが、日曜から金曜までの間において所定どおり労働した後の土曜に 6 時間の労働をさせた場合は、そのうちの 2 時間が法定労働時間を超えた労働になる。
- B 1 か月単位の変形労働時間制により、毎週日曜を起算日とする 1 週間について、各週の月曜、火曜、木曜、金曜を所定労働日とし、その所定労働時間をそれぞれ 9 時間、計 36 時間としている事業場において、あらかじめ水曜の休日を前日の火曜に、火曜の労働時間をその水曜に振り替えて 9 時間の労働をさせたときは、水曜の労働はすべて法定労働時間内の労働になる。
- C 労働基準法第 34 条に定める休憩時間は、労働基準監督署長の許可を受けた場合に限り、一斉に与えなくてもよい。
- D 労働基準法第 35 条に定める「一回の休日」は、24 時間継続して労働義務から解放するものであれば、起算時点は問わないのが原則である。
- E 休日労働が、8 時間を超え、深夜業に該当しない場合の割増賃金は、休日労働と時間外労働の割増率を合算しなければならない。

第49回(平成29年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準															
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。															
① 選択式試験は、総得点24点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、雇用保険法及び健康保険法は 2 点以上）である者															
② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目 4 点以上（ただし、厚生年金保険法は 3 点以上）である者															
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。															
(2) 配点															
① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計40点満点とする。															
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目10点満点、合計70点満点とする。															

2 試験問題の正答

試験科目 \ 出題形式	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑮	⑭	①	⑦	⑧	A	B	D	B	C	D	C	A	B	E